集会アピール

政府の「働き方改革実行計画」を受け、労働政策審議会において、同一労働同一賃金や時間外労働の上限規制についての建議が 6 月にまとまりました。そして、今月末から、労働政策審議会の分科会・部会において、法改正に向けた法案要綱の審議が開始されます。

雇用労働者の４割近くを占める、パートタイム労働者や契約社員、派遣労働者など非正規雇用で働く人たちの処遇改善は、正社員化と同様に大変重要な課題です。今回、雇用形態間の不合理な労働条件の格差解消をめざし、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の３法の改正が予定されています。労働者が最終的には、裁判で救済を求めることができるように均等・均衡待遇原則を定めること、事業主に対して待遇に関する説明義務を課すこと、派遣労働者についても均等・均衡待遇規定を入れることは、処遇改善に向けた足がかりとなります。

労働時間の問題では、フルタイム労働者の年間総実労働時間は 2000 時間台で高止まりしており、メンタルヘルスの悪化や過労死・過労自殺など、働き過ぎによる弊害を解消することは喫緊の課題です。労働基準法や労働時間等設定改善法の改正では、罰則付き時間外労働の上限規制の導入や勤務間インターバル制度の努力義務規定が盛り込まれます。労働安全衛生法の改正では、産業医による面接指導の強化なども予定されています。これらの改正は、命と健康の問題であり、早期に施行しなければなりません。また、７年間も放置されてきた、中小企業の時間外割増賃金率の適用猶予措置も直ちに解消すべきです。

しかし、2015 年に国会に提出された労働基準法改正法案に盛り込まれている、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大と高度プロフェッショナル制度の創設は、長時間労働を助長しかねず反対です。

今、求められているのは、「働く者のための働き方改革」の実現です。連合本部、構成組織、地方連合会が一体となり、実効性ある法整備の実現を求めて、運動を展開しましょう。

2017 年 8 月 25 日

働く者のための「働き方改革」の実現を求める 8.25 集会